

伊勢市公報

第457号
令和6年11月20日
水曜日

目次

	頁
規則	
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	2
告示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	4
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	6
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	7
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	9
公告	
○ 公示送達	10
○ 農用地利用集積計画について	11
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について	12

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 53 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 号中「電気料金」の次に「、ガス料金」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 11 月 15 日から施行する。

伊勢市告示第 178 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 11 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 6 年 10 月 24 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	11 台
〃	令和 6 年 10 月 24 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	8 台
計			19 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市農業委員会告示第 12 号

伊勢市農業委員会第 227 回総会を次のとおり招集します。

令和 6 年 11 月 8 日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 6 年 11 月 15 日（金）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 非農地証明願について
 - 議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 6 年 11 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
162	坂口設備企画	津市高茶屋小森町 1623 番地 12	令和 6 年 9 月 18 日	令和 11 年 9 月 29 日
328	勝野設備	津市久居北口町 884 番地 2	令和 6 年 9 月 29 日	令和 11 年 9 月 29 日
332	ダイワ空調設備 株式会社	津市島崎町 248 番地	令和 6 年 9 月 29 日	令和 11 年 9 月 29 日
334	ヤナギ設備	志摩市浜島町桧山路 475 番地	令和 6 年 9 月 29 日	令和 11 年 9 月 29 日
339	株式会社 ハテハタ設備	松阪市嬉野薬王寺町 704 番地	令和 6 年 9 月 26 日	令和 11 年 9 月 29 日
340	大津設備	津市河芸町杜の街 1 丁目 27 番地 5	令和 6 年 9 月 29 日	令和 11 年 9 月 29 日
344	今井設備	伊勢市馬瀬町 1147 番地 2	令和 6 年 8 月 29 日	令和 11 年 9 月 29 日
345	株式会社 トリプルエム	松阪市駅部田町 400 番地 1	令和 6 年 8 月 23 日	令和 11 年 9 月 29 日
352	株式会社 アクアライン	広島県広島市中区上 八丁堀 8 番 8 号第 1 ウエノヤビル 6F	令和 6 年 9 月 29 日	令和 11 年 9 月 29 日

361	坂本工業	伊勢市桜木町 83 番地 13	令和 6 年 9 月 27 日	令和 11 年 9 月 29 日
362	矢形設備工業	伊勢市小俣町宮前 552 番地 7	令和 6 年 9 月 27 日	令和 11 年 9 月 29 日
365	マルヨシ設備	度会郡大紀町永会 2330 番地	令和 6 年 8 月 27 日	令和 11 年 9 月 29 日
368	中野水道	伊勢市鹿海町 3433 番地 71	令和 6 年 9 月 29 日	令和 11 年 9 月 29 日
369	大盛設備	伊勢市西豊浜町 1911 番地	令和 6 年 9 月 29 日	令和 11 年 9 月 29 日
372	有限会社 ヤマモト・テ ック	松阪市小阿坂町 1012 番地 3	令和 6 年 9 月 6 日	令和 11 年 9 月 29 日
378	稲葉設備	多気郡多気町西池上 541 番地 3	令和 6 年 9 月 25 日	令和 11 年 9 月 29 日
379	有限会社 竹田工業所	鳥羽市大明西町 24 番地 14	令和 6 年 9 月 29 日	令和 11 年 9 月 29 日
380	株式会社 西園建設	松阪市嬉野津屋城町 761 番地 1	令和 6 年 9 月 6 日	令和 11 年 9 月 29 日
381	管誠機工 株式会社	松阪市小津町 459 番 地 3	令和 6 年 9 月 29 日	令和 11 年 9 月 29 日

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 6 年 11 月 14 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 11 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 6 年 12 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
倭町、神田久志本町、二俣 3 丁目、二俣 4 丁目、辻久留 2 丁目及び辻久留 3 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 74 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 75 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 76 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和 6 年 11 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 令和 6 年 11 月 11 日

至 令和 6 年 12 月 11 日

2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部 農林水産課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法及び申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。